

【令和 7 年度 第 2 回新潟地方最低賃金審議会 議事録】

1 日 時 令和 7 年 7 月 30 日 (水) 13:30~15:15

2 場 所 新潟美咲合同庁舎 2 階 新潟労働局 会議室

3 出席者

公益代表委員 長谷川会長、佐々木会長代理、磯部委員、有元委員、小淵委員

労働者代表委員 遠藤委員、田辺委員、片山委員、櫻井委員、永井委員

使用者代表委員 徳武委員、八木委員、田中委員、竹越委員、廣井委員

事 務 局 福岡労働局長、中井労働基準部長

金丸賃金室長、金安賃金室長補佐、石田賃金係長

4 議題

- (1) 新潟県最低賃金の改正決定に係る意見聴取について
- (2) 令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について
- (3) 実地視察結果の概要について
- (4) 最低賃金基礎調査結果（報告）について
- (5) その他

5 資料

配布資料のとおり

6 議事内容

[事務局] 賃金室長補佐

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和 7 年度第 2 回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

私、新潟労働局賃金室の金安と申します。よろしくお願ひいたします。

今日は暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。

最初に、私からは、はじめに定足数についてご報告いたします。本日は、委員の方全員出席いただいております。委員定数 15 名あります、3 分の 2、10 名ですね、以上の出席が認められております。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の要件を満たしていることから、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして、本日の審議会に関しましては、新潟地方最低賃金審議会運営規定 6 条に基づいて公開することになっています。傍聴者の方、10 名の公募を行いました。そうしまし

たら、定数を上回る応募がありましたので、我々のほうで抽選をさせていただきました。本日、10名の方が傍聴に見えられております。そして、今日、意見の申し述べというのがありますと、こちらで6名見えられております。そして、記者の方が1名見えられております。傍聴をされています。

事務局からの説明は以上となります。

以降、議事進行は会長にお渡しすることにいたします。よろしくお願ひします。

[長谷川会長]

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。議題（1）「新潟県最低賃金の改正決定に係る意見聴取」についてです。事務局、説明をお願いいたします。

[事務局]賃金係長

説明させていただきます。最低賃金法第25条第5項に基づく「関係労働者及び関係使用者に対する意見聴取」につきましては、第1回審議会でご確認いただきましたとおり、最低賃金法施行規則第11条第1項に基づき、7月23日正午までを期限として必要な公示を行ったほか、当局のホームページに掲載して意見を求めていただきました。その結果、レインボーユニオン、えちごユニオン、新潟県労働組合総連合、コープネットグループ労働組合、全国福祉保育労働組合から資料No.1のとおり意見書の提出がありましたので、本日お越しいただいております。また、本日来られておりませんが、新発田民主商工会様から、資料にありますとおり意見書を受理しております。

また、資料No.1の最下段にありますとおり、佐渡市の会計年度任用職員の平野恵子様から意見書の提出がありました。会計年度任用職員につきましては、地方自治体の臨時・非常勤職員の採用制度になります。令和2年の4月から運用され、同職員については、地方公務員扱いとなっております。これにより、最低賃金法の労働者に該当しないことになりましたが、その会計年度任用職員の賃金規定では、最低賃金の保障条項があり、地域別最低賃金を考慮していることから意見を述べたいということです。最低賃金法第25条第6項において、関係労働者及び使用者に加え、その他の関係者から審議に際し必要と認める場合に意見を聞くものとすると定められております。

つきましては、この意見陳述の可否について、ご審議をお願いしたいと思います。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたけれども、会計年度任用職員につきましては、最低賃金法第25条の第6項に基づき審議が必要ということです。ご意見を伺いたいと思います。労働者側委員、ご意見はございますか。

[労働者側 遠藤委員]

特にご異議ございません。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

使用者側委員からご意見はございますか。

[使用者側 徳武委員]

なるべく多くの方から意見を伺うということは必要なことだと思いますので、私どもも特に異議ございません。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

そのほか、ご意見はございませんか。よろしいですか。

特に反対などの意見はございませんでしたので、意見陳述の可否について諮りたいと思いますが、意見陳述を認めてよろしいでしょうか。

[各委員]

異議なし

[長谷川会長]

ありがとうございます。

それでは、平野様の意見陳述を認めたいと思います。

では、意見聴取を始めたいと思います。事務局から意見陳述人に説明をお願いいたします。

[事務局]賃金室長

説明させていただきます。意見陳述人は、名前が呼ばれましたら陳述席までお進みいただき、お名前、所属、役職名を名乗られ、10分以内で意見を述べていただくようお願いします。なお、時間につきましては、この後にも審議の予定がございますので、超過しないよう、改正に関する意見を優先させて述べていただくなど、時間のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

それでは、まずレインボーユニオン、山崎様、よろしくお願ひします。

[意見陳述者：レインボーユニオン（関係労働者団体）]

レインボーユニオン代表の山崎と申します。意見書に基づいてお話しさせていただきます。

私たちの基本の主張は、最低賃金を1,700円にすることと、透明性の高い議論をすることになります。1ページの大きな1番（1）ですが、物価高騰は誰でもが感じています。最低賃金は、これを上回るものでなくてはなりません。実感としては、頻繁に購入する品目の指標を使うほうが合っているかなと思いますが、2ページの冒頭に書きましたけれども、しかし、主食であるお米は毎日買うものではないので、頻繁に購入する品目には入ってきません。毎日の食べ物というものを考えますと、帝国データバンクが算出するカレーライス指数というものがあります。ページ数は11ページをご覧ください。1杯のカレーライスをいくらで作れるかというものになりますが、1年前に比べると約3割増になっています。今年5月の生鮮食料品を除く食料で言うと、前年同月費7.7パーセントの大幅増加になっています。その裏面、12ページの資料2になりますと、こちらは、諸外国と比較したエンゲル係数のグラフになっています。日本はかなり大きくなっています。こうした毎日の食卓について考慮すべきではないかと思います。

意見書は2ページに戻りまして、（2）生計費を重視すべきだと思います。ただ、標準生計費はあてにはなりません。労働組合が行っている生計費調査で考えるべきだと思います。連合リビングウェイジでも1,500円になりますし、全労連最低生計費試算調査でも、つい先日1,837円というニュースが流れているところですので、この後、恐らく話があるかなと思います。

4ページ、大きな2番になりますが、政府の方針よりももっと早く、もっと上を目指すべきだと思います。国際的に見ても低い水準になっています。新発田市長からの要請書や

別の方の意見書にもありますが、地方は人口流出への危機感が高まっていて、昨年度は徳島でも 84 円の引上げというものがありました。やはり新潟としてどの水準が望ましいのか、検討すべきだと思います。特にそのページ、4 ページ下のところにあるように、国際的に見ても、日本の最低賃金は低い水準にあることが分かります。また、5 ページの上のほうでは、徳島の件を書きましたけれども、84 円の引上げでも悪い影響は出でていないということです。

次のページ、6 ページにいきまして、大きな 3 番、今しがたもちょうど話が出ていましたけれども、自治体の非正規労働者である会計年度任用職員や偽装雇用の疑いのあるフリーランス、こういうものも最低賃金を意識した金額設定になっています。こうした人たちのことも念頭に議論をしていただきたいと思います。

7 ページ、大きな 4 番です。昨年度 54 円引上げということに対して、新潟ですけれども、使用者委員からは天文学的数字だという表現があったかと思います。今年度は、それを上回る予想ですので、なお一層のことかなと思います。私どものところにも、確かに事業主から不安の声は届いています。成長しない 30 年を振り返り、賃上げは必要だということに誰も異議はないかと思いますが、ここで使用者側の委員の方から問題にされることは、支払能力かと思います。ちょうど昨年度は、小さい会社は 1 円、2 円必死でやっている。政府への支援策を要望するが、念仏を唱えられても困るというお話があったかと思います。ですが、これに対しては、やはり労働者だって苦しいのです。最低賃金を上げるために、どう政策要望するかを考えるべきではないかと思います。

審議会資料No.2 の意見聴取に係る関係使用者からの意見書というもので、新発田民主商工会の方から意見書が出ています。こちらをご覧ください。これについては、私たちと最低賃金に関して意見交換をさせてもらった、それを受けた意見書になっています。この場で私から触れてよいというお許しをいただいているので、簡単にご紹介いたします。

新発田民主商工会は、新発田や聖籠を中心に会員 300 名ほどで、多くが小規模事業主ということだそうです。その本文 4 行目に、最低賃金の大幅な引上げが必要なことは言うまでもないとしています。その後半は、一方で原材料費の増加、人手不足倒産の恐れ、価格転嫁の困難さなどに触れて支援策の拡充を望んでいるということです。

意見書のほう、すみません。私たちのほうの 7 ページに戻ってください。私たちの考え方は、もちろん最初に述べたとおり最低賃金を 1,700 円にすることです。ですが、この 10 月、何の対策もなしにいきなり 1,700 円になったら、確かにそれは混乱が生じると思います。しかし、最低賃金の大幅引上げは、今ご覧になっていたいたように、小規模事業主から見ても望むことです。では、どうしたらそれが実現するか。それは、中小企業への直

接支援、元請企業に対する監督強化、価格転嫁の推進です。この項目に関連してご検討いただきたいことは二つあります。

一つ目は、国への要望の内容です。伝統産業の多い京都の要望書にはこうあります。中小企業、小規模事業者を対象として消費税の減免措置や社会保険料の事業主負担分の免除、軽減等、賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策を行政として実施するよう、政府に対して要望する。このように、かなり踏み込んだ表現が選ばれています。また兵庫では、価格転嫁の実現のために、独占禁止法、下請法の執行の強化を求めています。審議会としてどこまで踏み込めるのかということは躊躇するかもしれません、最低賃金をいくらに上げるということを決めたら、ではそれをどうしたら達成できるかという考え方をもって、やれそうなことは全部やるつもりでものを言っていただきたいと思います。

二つ目は、審議会として新潟県に対して賃上げの直接支援を要望するということです。すでにご承知かと思いますので内容は省きますが、いくつかの自治体で直接支援が始まっています。私の友人も実は小さな飲食店を経営しておりますが、奈良県の直接支援制度のパンフレットを持っていったら、これならいいねと、業務改善助成金は使えないというような話をしていました。国もそうした自治体の動きがあればバックアップするようすで、ぜひ新潟県への要請をしていただきたいと思います。

要請書本文 8 ページ、大きな 5 番です。審議会運営に関する要望です。この件に関しては、これまでも要望を提出させていただいております。昨年度の審議会で総合指数ではなくて頻繁に購入する品目指数を使って算出すると 5.8 パーセント、これを使って引上げの金額を出した公益見解がありましたが、それに対して使用者委員からは、自分たちの都合のいい数字だけ取り出して使っているというように見られるのではないかと。54 円という数字にするために、何か都合のいい数字だけを取り出して試算してみたらこうなりましたと、だからこうですというのは、何かおかしくないですかという発言がありました。審議会の内部にいる方がそのように見えるわけですから、外部にいる私は、もちろんそのようになおさらそう見えます。政治が決めた数字があって、それに参酌した目安があって、地方ではそれに上乗せした数字が出てくる。現在の最低賃金決定の流れは、そのように見えます。しかし、例えば現在の決定プロセスが政治の意向に見えたとしても、誰がどのように議論し知恵を絞ったのか、明確になれば納得感は生まれてきます。だからこそ、議論はもっとオープンに行われるべきです。具体的には、3 点を要望します。まず、最初の金額提示は、全体会議の中で示すべきです。率直に数字とその根拠を示すのに、障害はないのではないかでしょうか。次に、現状、公益委員が伝言役になっているような、労使間のやり取りも労使が直接質疑や意見交換できる場です。これも全体会議ができるのではないかでし

ようか。最後に、当然、マスコミの取材ももっと自由にさせるべきです。専門部会が全面非公開にされてきた経緯を考えれば、労使が主張する金額を変える部分まで急に全体会議で行うというのにはハードルが高いと思います。一方で、鹿児島では、NHKが専門部会の様子を報道しています。言うなれば、この場にテレビカメラが入っているはずなのです。ですが、そのくらいの議論が、きちんと具体性のある会議だと、鹿児島ではそうだと思いますが、新潟もそのようにならなければならないと思います。最低賃金はすべての人に影響するからこそ、県内の事業主や労働者、すべての関係者が議論のプロセスを通じて共通理解を深め、最終的な決定金額に納得できるようにする努力が不可欠です。オープンな議論を通じて、制度への理解と納得感を高める、これが最低賃金制度をよりよくしていくためにもっとも重要なことだと考え、改めて強く要望いたします。

私からは、以上です。

〔長谷川会長〕

ありがとうございました。

ただいまの意見陳述について、ご意見やご質問はありませんか。よろしいですか。どうもありがとうございました。席にお戻りください。

続きまして、えちごユニオンの小山様、よろしくお願いします。

〔意見陳述者：えちごユニオン（関係労働者団体）〕

えちごユニオンの小山です。えちごユニオンの意見書では、早期の1,500円の実現をはじめ、人口流出の要因は現行の地域別最低賃金制度にもあり、全国一律最賃制度への改正が必要、物価上昇を考えれば、年に複数回の改正が必要、現行の最低賃金では、フルタイムで働いても労基法が規定する人たるに値する生活にはほど遠く、正規が4割の現状では賃金の法規制は極めて重要ななどを訴え、要請しているところであります。

えちごユニオンは、今年、外国人技能実習生の介護問題にかかわった経験から、補足をしまして意見を申し上げたいと思います。当該は、問題解決まで雇用保険で食いつないでまいりました。当該は、最低賃金ギリギリでしたので、雇用保険は当然最低賃金を大幅に下回り、生活保護水準をも大きく下回ることにあります。これは、制度が違う話だと言われそうですけれども、外国人の失業者も含め、最低賃金ギリギリで働いていた労働者が職を失い、雇用保険で生計を維持せざるを得なくなった場合、憲法25条が保障する最低限度の生活を営むことができなくなるという問題に改めて気づかされました。そもそも現行の最低賃金では、最低限度の生活も営めないという根本的な問題がある中で、いつ失業者に

なるかもしれない今の社会である以上、失業者の観点からも最低賃金制度の抜本的な改革が必要ではないでしょうか。

それから、昨年も報告をいたしましたが、改めてハローワーク上越の4月の週間求人情報を見てみました。パートタイムでは最低賃金そのものの表示、これが相変わらず清掃や販売、調理や介護などの職種で見受けられました。

また、業務が恒常的であるにもかかわらず雇用期間の定めありが、パートタイムでは70パーセントもありました。フルタイムでも14パーセントありました。こうした傾向というのは全県的なものと思われますが、賃金改善も雇用の安定がなければ意味がないと思います。業界団体に対しまして人手不足が深刻な現在、人材確保には最低賃金を上回る提示や雇用の安定への努力を求めることが必要ではないでしょうか。関係業界への指導につながるようなご審議を期待したいと思います。以上です。

〔長谷川会長〕

ありがとうございました。

ただいまの意見陳述について、ご意見やご質問はございませんか。よろしいですか。どうもありがとうございました。席にお戻りください。

続きまして、新潟県労働組合総連合の寺崎様、よろしくお願いします。

〔意見陳述者：新潟県労働組合総連合（関係労働者団体）〕

新潟県労連の寺崎と申します。私は、最低賃金、今すぐ1,500円。新潟県労連では、直ちに最低賃金1,500円、そして1,700円を目指すという運動をやってきております。今回、最低生活費調査、生活試算調査を実施しましたので、資料をご覧になっていただきたいと思いますので、資料を3枚ほどつけていただきました。

①と書いてあるものをご覧になっていただきたいと思います。一番上のほうから、これは最低生計費試算調査、全国でやられていますけれども、新しいほうから順番に記載されております。一番上で静岡市で、ずっと右側を見ていただきますと、黄色い最低生計費の時間額、政府が推奨しております月150時間で換算しますと、静岡市で1,904円です。東京都の帰宅で1,900円、その下が新潟市の1,837円というところで、金額があまり変わっていないというのが見ると分かると思います。これについては、後で説明をさせていただきます。

それから②のほうですけれども、これが今回やりました生計費試算調査でありますけれども、2015年に行っております。2015年のものをアップデートしまして、2024年、昨年

の 8 月にこの数字が出ました。1,837 円という数字が出ています。

次のページをご覧になってください。③は、最低賃金が高い都市部に人口が流出しているというデータであります。このデータは、2023 年で地域最低賃金と人口の社会的増減の比較図ということでありまして、最低賃金が赤い折れ線グラフになっていています。新潟市のところをご覧になっていただきたいのですが、棒グラフで青いグラフがついています。これは、人口減の印であります。オレンジの棒グラフは、人口増のところであります。関東甲信越で新潟を見ますと、新潟が唯一人口減を示しているわけでして、その最低賃金は関東甲信越の中で、群馬もそうですけれども、985 円で最低をいっています。ということで、青森、岩手、秋田、山形、福島の最低賃金が大変低い、新潟よりも低いというところですけれども、そういうところが人口減につながっているというところが、ここで関連性が見られると思いますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、先ほどのところ、文章のほうに戻っていきますので。私たちは、全労連で静岡大学の短期大学部の中澤先生に協力をいただきまして、また、県立大学の小澤先生にアドバイスをいただきまして、今回の昨年の 8 月に試算調査をしたということです。読ませていただきます。

石破首相は、引き続き 2020 年代末に加重平均 1,500 円、あと 5 年でありますけれども、それをを目指すと明言しています。これを実行するには、新潟では毎年 103 円以上の時給改定が必要です。新潟県労連では、2024 年 8 月に最低生計費試算を実施し、今年 6 月に最終結果数字をまとめました。それによりますと、最低生計費、文化的な生活を営むことが可能な最低時給ということです。この時給は、1,837 円必要であることが判明しました。私たちは、5 年後に 1,500 円ではなく、今すぐ 1,500 円、さらに 1,700 円、そしてもう 1,700 円では間に合わないと、1,800 円を、目指せ 2,000 円という、そういう要求目標を掲げてやっております。

全労連では、全国各県で長年最低生計費試算調査を実施しています。私たちは、2015 年にこの試算調査を実施しました。ちょうど 10 年前になります。新潟で働き生活する中で何が必要かを把握し、現実にかかる最低生計費を試算したものです。これは、本来ならば、政府あるいは行政が行うべき試算調査ではないかと思っておりますけれども、まだやられていませんので、私たちがやっているという感じです。調査方法は、生活に必要な物品をアンケート調査しまして、その中から一つずつ積み上げてマーケットバスケット方式というものでやっています。

2015 年の対象者は、東区に住む、新潟市東区に住む独身の 25 歳の男子としました。単身者賃貸ワンルームマンションに住み、25 平方メートルですから 7 料ちょっとのところに

居住するという設定で試算しております。2015 年の結果は、月額 24 万 2,105 円、時給 1,614 円でした。その後、コロナ禍や物価高が続いているため、再調査の必要を感じてきましたので、昨年の 8 月に 2015 年の結果をもとに次の要領でアップデートしています。

①は消費者物価指数、これは総務省で出していますけれども、新潟市のデータを使っています。②食費は、家計調査の 2024 年版で試算しました。③理美容製品は、化粧水や乳液を追加しています。④非消費支出については、新潟市版で計算して出しています。今回の調査では、25 歳、同じ新潟市北区の 25 歳単身世帯男性が普通の生活をするために月額 27 万 5,562 円、時給に換算して 1,837 円が必要であるという結果が出ました。新潟市で若者が一人暮らしをするには、時給 1,900 円近く必要になります。

石破政権の目標では遅すぎますし、低すぎるというのが実感であります。結果を見ますと、とりわけ食費は 3 万 9,597 円から 4 万 8,879 円に高騰していますけれども、これは 9 月以降の米の値上げなどは入っていません。もう少し上がると思ってはいます。家賃は、3 万 8,000 円から 3 万 9,000 円とあまり変化は見られませんでした。注目すべきは、所得税、住民税、社会保険料などが軒並みアップしまして、4 万 7,000 円台から 5 万 7,000 円台、1 万円の増加になっています。先ほど見ました月額 27 万 5,562 円の金額があったとしても、5 万 7,000 円くらいの社会保障費、税、社会保障費などを差し引きますと、手元に残るのは 21 万ちょっとになるのではないかと思われます。

次は、各県ごとの調査結果をご覧になると分かりますけれども、東京北区と新潟市東区の差は僅か 63 円になりました。費目の中では、新潟市は交通通信費が高く、これは車社会で車がないと生活できないということで、大変高くなっています。逆に東京都の北区は、住居費が高いのが特に目立っています。交通の状況は、新潟と比べてまったく違うと思っています。東京都の北区と新潟市の生活費は 63 円しか違わないのに、最低賃金は、東京は 1,163 円、新潟は 985 円、その差は 178 円です。月 150 時間働いた場合、2 万 6,700 円の差、年間では 32 万の差になります。最低賃金の高いところは、相対的に正規職員の賃金も高くなっていますので、人材が都市部へ流出するという新潟県の人口減少の原因になっています。

また、企業の支払能力ということを言われますけれども、求人募集は最低賃金を軒並み上回っているのが現状であります。最低賃金で募集しても人材は確保できない、これは、経営者はお分かりになっていると思いますし、最賃に地域間格差があるということが問題になっているのではないかでしょうか。今こそ全国一律最低賃金を法制化することが必要ではないかと思われます。そして、誰でも、どこでも、どこに住んでいても、文化的で最低限度の生活が営まれるような最低賃金 1,500 円以上、今すぐ 1,700 円に、そして 1,800 円

から 2,000 円が見通せる最低賃金を目指すことを切に願います。

私たちは、今回、科学的な調査で導き出した最低生計費試算調査の結果を踏まえ、労使代表双方の議論が十分行われますよう願っております。

そのうえで、以下のことを要望します。1 点目、最低賃金を 1,500 円、直ちに引上げるよう要望します。2 点目、新潟県知事に対し、他県でも行っている県独自の中小企業への使いやすい支援制度を確立していただけるよう要請をしていただきたいと思っております。以上です。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

ただいまの意見陳述につきまして、ご意見やご質問はありませんか。よろしいですか。
ありがとうございました。席にお戻りください。

続きまして、コープネットグループ労働組合の玉木様、よろしくお願ひいたします。

[意見陳述者：コープネットグループ労働組合（関係労働者団体）]

コープネットグループ労働組合新潟県支部の玉木と申します。私からは、生協労連が取り組むパート労働国書の取組で見た時間給者の切実な暮らしについてお伝えします。本日の審議会資料No.1 の 4 番目に、私に係る内容、資料がありますので、ご参照ください。

はじめに、私たちの上部団体である生協労連は、全国の加盟単組に所属する生協やその関連会社で働くパート・アルバイトの皆さんに対し、働き方や暮らしの実態、抱えている悩みについてヒアリングを行い、また、手記を寄せていただき、パート労働黒書を発行しています。2024 年に発行したパート労働黒書 2024 年度版では、これまで以上に過酷な状況を訴える声が多く寄せられました。今回の黒書では、現状の賃金があまりにも低く、正規職員との格差が大きいこと、生活が成り立たないためにダブルワーク、トリプルワークをせざるを得ないことなど、深刻な生活と労働の実態が明らかになりました。

それでは、パート労働黒書 2024 年度版から見える生活と働き方の実態の特徴をお話します。

一つ目は、物価高騰と生活の厳しさです。物価高騰が家計を圧迫しており、食費や光熱費の負担が続いている状況です。例えば、炊くお米の量を減らした、買い物は週 1 回にして安いスーパーに行くようになった、冬場は暖房費節約のために設定温度を下げ家の中でも厚着で過ごすなど、食費、光熱費を切り詰めていることが分かります。

二つ目は、低賃金による生活苦の存在です。最低賃金の全国一律制度化と引上げ

(1,500円以上)を求める声が共通しており、時給が1,500円になってもこの物価高では余裕のある生活はできない、時給が低すぎて日用品すら買えないなど、非正規労働者の賃金が物価上昇に追いついていないことが課題となっています。

三つ目は、将来への不安です。年金だけでは生活できないという老後の不安が強く残つており、若い頃は年金でゆっくり過ごせると思っていたが、それは無理だと実感している。医療費が高く、将来の病気に備えた貯蓄ができないという声が増えています。

四つ目は、ダブルワーク、トリプルワークの増加です。昨年から続き、多くの人が生活のために掛け持ちで働いている人が増加傾向となっており、生協だけでは生活できず、ダブルワークを決意、トリプルワークで週7日働いている。ダブルワークを始めたが、労働時間が長すぎて身体がもたないなど、身体的、精神的負担が大きくなっています。

最後に、私自身の状況とも重なる点が多く、年齢や環境が近い時間給で働く生協労働者の生の声をお伝えします。年老いた両親とともに自分の老後も、自分は配送センターで倉庫作業を行う40代中盤の男性で、一日5時間30分の契約で週5日、時給1,080円で働いている労働者の声です。家族構成は両親と自分の三人暮らしで、家があるのでそれなりに暮らしていますが、父母の蓄えはほとんどなく、月々の変動ではありますが、年間をとおして生活費その他のかなりの部分を自分が補っています。余裕はありませんが、働き始めてからしばらくの間に少しだけ貯金をしていくのと、自分は酒も飲まず煙草の吸わず、自動車も持たないため、とりあえずは持ちこたえています。

しかし、今年は家の塗り替えや自信の体調不良もあり、出費がかさみました。父の痴呆も以前より進み、母も体力の衰えが目立つようになってきた現在、先行きの不透明感は増すばかりです。自分も歳をとり、肉体的な衰えを実感するようになりました。自動車は持たずとも家の維持には費用がかかり、蓄えもかなり使いました。今、状況が少しでも改善するのを信じて生き延びなければなりません。

そのためには、お金がいります。ここ数年続く物価の高騰は最近になって特に著しく、賃金の伸びは相対的に下がる一方です。すでに1,500円では足りず、2,000円は必要な環境です。状況は差し迫っており、これ以上の社会情勢の悪化を防ぐためにも、過去にないレベルでの賃金上昇が必要です。誰もがまともに暮らせるだけの給料が支払われていないのは異常ですし、そうでないと社会の治安は悪化します。賃金が上がれば、労働者の待遇改善にもつながり、社会の情勢も上向きます。今はとにかく賃金を上げ、手取りを増やすことが大事です。繰り返しになりますが、まともに働いて満足に暮らしていく社会は異常です。変えさせなければいけません。困難ですが、その自覚を今後の活動や判断に活かしていければと考えています。

以上が、最低賃金に近い時給で働く仲間の切実な声でした。現場から出される声の背景をどうかお察しいただき、新潟県での最低賃金審議にあたってはご配慮いただきますよう、重ねてお願ひします。また、生協労連では、中小企業への税制面での負担軽減に向けての提言もしておりますので、中小企業支援とセットで最低賃金を上げていただくために運動も続けていくことをお約束して、私の発言を終わります。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

ただいまの意見陳述について、ご質問やご意見はございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。席にお戻りください。

続きまして、全国福祉保育労働組合の今井様、よろしくお願いします。

[意見陳述者：全国福祉保育労働組合（関係労働者団体）]

今井といいます。添付いただいた資料は、7月24日に行った記者会見をそのまま載せてありますので、若干訂正しながら発言させていただきたいと思います。

私は、社会福祉法人坂井輪会特別養護老人ホームで働く今井といいます。私は、西区の介護施設で20年ほど働いている夜勤専門の介護職員です。現在、高校生、中学生、保育園児の3人の子をもつ50代の父親です。特別養護老人ホームで勤務していますが、近年、人手不足と人材確保問題がさらに深刻化しています。

以前であれば、毎年4月、春になると、いわゆる新卒の職員が複数採用されてきましたが、ここ10年ほどまったく新卒の採用がありません。ハローワークの求人募集も皆無のため、近年、人材派遣会社、または外国人労働者に頼らざるを得ません。

派遣労働者も定着率が非常に低く、二、三ヶ月、または数日で辞めていく人が後を絶ちません。そのため、今年の4月からネパールとミャンマーの外国人労働者に補助に入ってもらっています。また、職員の退職、離職率も極めて高く、2023年度は1年間だけで中途退職者は法人全体150名のうち20名以上が退職、あるいは介護職そのものを辞職しました。

その背景にあるのは、低賃金と人手不足問題です。介護労働者の賃金は、全産業、全職種平均より月額9万円、これは厚生労働省の賃金統計によるものですが、9万円ほど低いまま放置され続け、実際は10万円ほど低くなっています。下げ続けていますが、近年ようやく政府の賃上げ施策によってわずかに賃上げされてきましたが、まだ桁が一桁不足している状況です。

ご承知のとおり、新潟県の最低賃金は 985 円、私の職場はそれより僅か 15 円高い時給 1,000 円でハローワークに求人募集していますが、まったく募集がありません。ここ数年、ハローワークからの紹介は 0 です。初任給は、高卒で 14 万 6,700 円、専門・短大卒で 15 万 2,600 円、大卒でも 15 万 8,600 円にしかなりません。看護師ですら時給が 1,100 円から 1,200 円で募集しています。病院看護師の時給相場は 2,000 円前後であることから、介護施設の時給がいかに低いかお分かりいただけるかと思います。そこに小沢先生とあります、これは訂正で、県労連が 7 月 24 日に記者会見で発表した最低生計調査で明らかにした新潟県で最低限必要な時給 1,837 円には 837 円不足しています。年収換算、これは、年間 1,800 時間労働ですけれども、年収換算で 150 万 6,600 円もの差額です。私の妻は病院で勤務をしていて、10 歳年下ですが、年収は私より 100 万円ほど上回っています。

20 日に行われた参議院選挙では、物価高騰対策が最大の争点とされていましたが、労働者の賃上げは待ったなしの課題です。最低賃金引上げには、企業の支払能力が必ずついてまわりますが、政府が中小企業支援策に本腰を入れて動き出すか否かが今鋭く問われています。軍事費 43 兆円の増額路線を撤回し、労働者の賃上げと中小企業政策に予算編成をすれば事は簡単だと考えています。

また、都道府県別で差別化する地域別の最低賃金制度は大きな間違いであります。一刻も早く全国一律制度に改めるべきです。過去の最低賃金審議会長、これは新潟地方最低賃金審議会の 2017 年当時の、これは村山六郎会長だったと思います。私は、直接この発言を聞きました。富山県沖で採れた魚も新潟県で採れた魚も値段は一緒なのに、労働者の時給だけ違うのはおかしい。コンビニ商品の値段も全国どこでも一緒なのに、労働者の賃金だけ都道府県で異なるのは違うのではないかとまで述べています。主要先進国すべてが全国一律制度を採用しています。

最後に、最低賃金は、最低生計費調査で明らかにした 1,837 円以上に直ちに引上げるとともに、全国一律制度に法改正を行い、政府が中小企業支援策に本腰を入れて取り組むことを強調して発言に代えさせていただきます。以上です。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

ただいまの意見陳述につきまして、ご意見やご質問はございませんか。よろしいですか。
ありがとうございました。席にお戻りください。

続きまして、先ほど審議した方になります。佐渡市の会計年度任用職員の平野様、よろしくお願ひいたします。

[意見陳述者：佐渡市会計年度任用職員（その他の関係者）]

会計年度任用職員の平野と申します。陳述原稿を読み上げさせていただきます。

840 円、私が今のお仕事を始めた 8 年前、一公務員として就業した当時の時給です。18 歳で東京に出たときに、未経験で始めたアルバイトの時給よりも安いと思ったことをよく覚えています。日給は 6,300 円、諸々の保険を差し引けば、手取りで月 12 万円です。この 12 万円の中から家族 4 人分の食費を払い、光熱費を払い、スマホなどの通信費を払い、子どもたちの将来のための貯蓄もしなくてはいけません。子どもが大きくなれば食費は上がり、猛暑になれば光熱費も上がる、物価の高騰は文字通り家計を直撃しています。数百円、数千円が大きな違いをもたらします。どんな出費にも慎重にならざるを得ません。

8 年経った今に至るまで、この手取りはほぼ変わっていません。現在も 12 万円と 13 万円の間をいったりきたりしています。

私の仕事は、学校図書事務職員です。1 週間に 3 校の小中学校を回り、図書室の管理と運営を一人で行っています。この仕事に就いた当時、二人の子どもは小学生低学年と保育園でした。このお給料でやっていけるだろうかと感じながらも、堅実に働いていれば時給は上がると思っていました。840 円という時給など、本当に最初だけだろうと思っていたのです。

しかし、7 年経っても時給が上がる気配はありません。私は、資格を取ることにしました。仕事をしながら大学に入学し、月給 3 か月分の 25 万円かかる学費は貯金から捻出、平日は夜の 7 時から 9 時までの講義をメインにして、土日は丸々一日講義を受けました。そうした生活の末、半年後、無事試験に合格し資格を取りました。司書学の本を読みこんだことで、この仕事の専門性の高さ、子どもたちや学校への貢献度の高い職務であることを再認識し、改めて頑張ろうという熱意を抱くことができました。しかし、私の熱意とは裏腹に、お給料の現実は非常に厳しいものでした。200 円くらいは上がるだろうと予測していた時給は、なんと 20 円しか上がりませんでした。私は、半年の寝不足と 50 のレポートと 25 万円の支出の末、晴れて時給 860 円になりました。

皆さんにお聞きしたいです。もちろん時給の大小だけで職業の価値が決まるわけではありません。しかし、果たして高校生のアルバイトと同じ時給が専門職の時給として支払われる現実は正当なものでしょうか。努力が報われたと感じられるでしょうか。この仕事自体は大変ですが、楽しくやりがいをもって取り組める仕事だと自負しています。何人かの子どもたちに大きくなったら司書になると、目をキラキラさせて言ってくれた子どもたちの顔は今も忘れていません。

一人の女の子の話をさせてください。その子は、小学校卒業のときに、地元テレビで司書になる夢を語ってくれました。私の夢は、司書になることです。たくさんの中からほしいと思う1冊を見つける仕草はまるで探偵、司書になるために一生懸命勉強します。文言もよく覚えています。本当に嬉しかったのです。

しかし、私は、その子に司書にはならないほうがいいと伝えました。なぜだと思いますか。給料の現実など、後になっていくらでも分かる。夢を抱かせたまま進学させてもいいのではないかと思うかもしれません。でも言いました。その子は、私の娘だったからです。自分の子どもが親の背中を見て親のようになりたいと思ってくれる、こんなに嬉しいことはありません。それなのに、この仕事はやめたほうがいいと言わなくてはならない理由は一つです。生活できる給料ではないからです。ワーキングプアの現実が目の前にあるからです。この気持ちを想像していただきたいです。本当に辛いことです。

私自身の話をします。私は、夫婦ともに77年生まれの48歳、20年以上続くロストジェネレーションの中でももっともロストな歳と噂される年齢です。夫も私もこれまで正規の職員になったことはなく、さまざまな臨時雇用を経て今に至っています。どんなに真面目に働いても収入はありませんでした。暮らしあはカツカツでした。

しかし、今ここで正直に言います。私たち夫婦の将来は、はっきり言つてもういいので、仕方ないと諦めています。新車も新築の車もいりません。自分たちの老後の蓄えもできないから、病気になったら治療はせずにひっそりと死にたい、そういうことも話し合ったりもしました。不安という感情はもう一生分使い果たしたのだと思っています。これまでできる限りお金をかけずに息をひそめるようにしてきました。

我々の世代でそのように諦めている人はたくさんいます。言葉にする気力すら失い、未来への希望がもてずにいる人が間違いなくたくさんいます。

それでも、今ここにこうして立って最低賃金を上げてほしいとお願いをしにきました。それは、我々夫婦の今でも未来のためでもありません。子どもたちの未来のためです。子どもたちに将来につながる体験や経験をさせてあげたい。部活を最後までやり切らせたい。大学に進学させたい。親ならば当たり前に望む希望、つまり人並の希望がようやく私たちに芽生えたのです。二人の子どもたちの将来のために、そして、今、私が教えている小学校や中学校の子どもたちのために、今、最低賃金を200円上げていただきたいのです。

今の日本では、大学を卒業しなくては最低賃金に近い職業に就かねばならないことが多い。大学卒業時に就職しなくては、努力をしても正規での再就職は難しい。能力とは関係ないところで発生している現象です。その現実が何年も続いているのなら、正規職員と非正規職員との格差は縮むべきです。正規職員が減らされ、非正規が増えているのなら、な

おさらではないですか。もう一度言いたいと思います。正規職員に就労することが無理なら、正規と非正規との格差を少しでも縮めるべきです。

そのために、最低賃金を今 200 円上げてください。我々ロストジェネレーション夫婦にようやく灯った希望を消さないでください。私の訴えはこれで終わります。ありがとうございました。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

ただいまの意見陳述について、ご質問、ご意見はございませんか。ありがとうございました。席にお戻りください。

意見聴取につきましては、以上となります。ご意見ありがとうございました。今いただいご意見は、今後の審議の参考といたします。本当にありがとうございました。

次に、議題の（2）に入ります。「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について」です。事務局から説明をお願いいたします。

[事務局]賃金室長

毎年度、このタイミングで中央最低賃金審議会から目安について説明させていただいておりますが、昨日のニュースとかでも出ていますとおり、本日まで、まだ目安は示されておりません。よって、目安の報告につきましては、示された直後の審議会、あるいは専門部会において行わせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

少し変則的になりますけれども、まだ目安が示されていないということで、また示されてから審議会、専門部会で示していただくということになりますが、ご意見、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ありがとうございます。

なければ、次に議題の（3）「実地視察結果の概要について」、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局]賃金室長

それでは、7月14日に実施しました視察について説明させていただきます。資料No.6をご覧ください。なお、視察先のほうからは、報告については匿名でという要望を受けてお

りますので、具体的な説明は控えさせていただきます。

視察には、公益委員 3 名、労働者側委員 3 名、使用者側委員 2 名の合計 8 名にご出席いただきました。視察先事業場は、下越地方にある紙加工品製造業になります。事業場の労働者数は約 80 名です。時給制の方は 14 名在職されています。視察では、時給制の方々が働く作業場所を重点に視察させていただきました。社員は、機械のオペレーター、時給制は手作業という感じでした。

事業場の賃金に関するることは、資料のとおりになります。最低額の時給については、985 円で雇用されている方がおられます、障害者の方になります。これ以外の方で最低額は、1,080 円となります。今年の 3 月に賃金改定が行われており、時給 1,000 円だった方を今年度の最低賃金改正で下回らないように考えられ、1,080 円にされたということでした。最低賃金の改正より先に賃上げする理由として、10 月に賃上げすると、視察先の繁忙期である 10 月から年末にかけて収入の調整で就業時間を減らす人が出て支障をきたすため、年間ならして働いてもらうように、先に賃上げしているとおっしゃっていました。

また、賃上げには給与事務の負担も伴いますが、視察先では、それが繁忙期と重なるところです。なので、3 月に賃上げして 1 回で済ますことが生産性の向上にもつながることなので、最低賃金の改正を見込み、先に賃上げしているということでした。なお、賃金の改定は、個人ごとに評価して行っているため、引上げ率は一律ではないということです。

次に、一般的景況、経営状況ですが、視察先の製品の国内生産量は、人口減少等により数年前にピークを迎え、微減傾向にあります。新潟県内の売上が多くを占める視察先においても、同様の傾向にあるとのことでした。そのような中、原材料費、エネルギーコスト、人件費、運賃等、さまざまなコストアップに対応すべく、価格改定を行い、売上は微増となっています。また、ここ数年、製造ラインの集約を図りながら、生産性と品質を向上させる設備投資を行い、稼働時間を含めた総人件費のコントロール及び品質の向上を図っておられます。

次に、人材についてですが、不足はしていませんが、余っている状況でもないということでした。労働者からの話では、繁忙期に有給休暇が取りにくいという話を聞きましたので、そのようなとおりなのかなと思っております。新卒の採用は、定着率に難があるため控えられ、定着率のよい経験者を優先して採用されておりますが、20 代、30 代の採用は難しく感じているということでした。ただ、新卒で採用した人で退職された方が復職されるケースがあり、戻ってくる人の定着率は高いと、また即戦力にもなるので採用しているというお話をありました。

労働者数については、もっとも多かった時期には 100 人を超えていたそうですが、製造

ラインの集約などの設備投資により、現在の人数でも生産量を確保できるようにしてきておられます。また、業務拡大ではなく、生産性の向上を図る設備投資を優先しておられ、交代制の深夜勤務時間帯を早くあがれるようにして、働きやすい職場に変化させているお話をありました。

パート労働者については、最低賃金の上昇を見越した単価を早めに設定することで、繁忙期の就業調整の問題を回避するだけでなく、募集の応募増につなげているということでした。また、社会保険適用拡大に合わせ、労働時間を見直した場合の手取り額の変更状況を説明し、能力のある人に労働時間を増やしてもらうよう努めておられました。いわゆる年収の壁の問題ですが、社長さんからは、この問題で労働者の協力が得られ、生産性の高い人が長い時間働いていただけるようになってきているのが賃上げに伴う事務の簡素化も含めて非常に大きいというお話をお聞きしました。

次に、労働者から聞いたお話を。先に説明したとおり、賃上げは行われておりますが、生活費が上昇しているので賃上げの効果が薄らいでいる感じているというお話を聞きました。また、製造ラインの見直しにより、夜勤の終業時間が早くなつたことと繁忙期の土曜日の出勤がなくなったことにより、働きやすくなつたといお話をありました。また、社会保険に今年度から加入した方のお話では、手取りが減らないように1時間労働時間を増やし、身体的に負担はありましたがあれども慣れてきたというお話を聞きました。

最後、審議会への要望のお話ですが、政府が1,500円を目標にしていることについては承知され、月給にして約24万円くらいなので、経営努力して対応する気持ちはあるが、大幅な増額は人件費だけでなく給与事務の手続の負担も大きく、年末までの就業時間調整の影響も大きくなるので、早めに引上げ額を示してほしいというご意見をいただきました。実地視察の報告については、以上になります。

[長谷川会長]

報告ありがとうございました。

実地視察の出席者の方から補足説明や、感想などがありましたらお願ひいたします。

[労働者側 櫻井委員]

労働側委員、全労新潟の櫻井でございます。まずもって、受入企業様、そして設定をしていただきました事務局の皆さん、本当に改めて感謝申し上げたいと思います。

工場のほうもていねいに見せていただいた中で、ヒアリングも、聞きたいことも聞けたのかなというところでございます。

1点ですけれども、実施前に、私、ご要望という形でも出させていただきまして、ある程度考慮いただいたのかなというところで、当該労働者の方にお話を聞く際に、経営側の方はご遠慮いただければいいのではないかという話で、残念ながらというか、総務課長の方でしたか、1名残られておられたので、なかなか完全にそこを排除するというのは難しいのかなというところもあるのですけれども、聞いた中では、今回に限っては、社内の雰囲気も多分よかったですけれども、やはり労働者側の方、けっこう横を見ながらお話をされていたようなところが見受けられたので、来年度ももし実施されるようであれば、事務局と受け入れ先様のほうである程度すり合わせをしていただければよろしいのかなと思いました。

以上です。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

事務局からよろしいですか。

[事務局]賃金室長

一応、社長さんと専務さんは退室していただいたところなのですけれども、総務課長さんが一人、二人のことが心配なのでということで、入りたいという希望があったものですから、そういう形にさせていただきました。

今後も、そういうところも、含めて伺っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

ほかに補足や感想、もしありましたら。

[使用者側 徳武委員]

すみません。私、参加しなかったのですけれども、申し上げてよろしいでしょうか。

今回の視察について申し上げたいと思いまして、1点目は、視察先の選定と日程についてなのですが、今ほど申し上げましたように、私は残念ながら都合が悪くて出席できませんでしたけれども、今回の視察先は、名前は言わないということですので言いませんけれども、私が知る限りでは、県内の業界では老舗の最大手の企業で、確か健康優良法人とか、

ハッピーパートナー企業に登録していたり、社会福祉事業に非常に高額な寄付もされている、いわゆる優良企業と認識をしております。昨年の視察先も確かに上場企業だったと思うのですけれども、最低賃金審議会の視察先としては、こういう偏りがないほうがいいのではないかと思います。

また、日程についてですけれども、これは7月8日の火曜日にメールをいただきて、次の14日の月曜日に視察を行いますと、どうですかということで連絡をいただいたのですけれども、先ほど申し上げたように、別に公的な予定が入っていまして、参加することができませんでした。スケジュールの調整そのものができなかつたということでございます。

視察先との調整に非常にご苦労されているというのはよく分かりますけれども、次回以降は、視察先の選定とか日程については、もう一頑張りしていただければと思います。

2点目は、視察先に皆さんお邪魔したときに、会長から視察先に対して、これは目安のことなのか最賃のことなのか分かりませんけれども、今年は大きく上がるかもしれないという趣旨の発言をされたと聞きました。

当県の審議会の会長は、例年最低賃金についての労使の意見がまとまらない中で、ご自身が作った公益見解を採決にかけるということで、答申の決定を導いておられます。そういう意味では、最低賃金の決定に大きな影響力と責任を有しておられるわけですけれども、そういう立場の方が、この審議会だけでなく、そもそも中賃でも具体的な議論がされていない中で、そのような発言をされるということは、聞いている方にとって会長がそのような予断をもって審議会に臨んでいるのではないかと疑われることや、事実上そのように決まっているものではないかという誤解を与える、使用者には不安を、あるいは労働者の方には過大な期待を抱かせるのではないかと危惧しております。

こうした点から、このような発言があったのであれば、それは極めて不適切なものと考えておりますので、ぜひやめていただきたいと思います。

以上です。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

まず、私のほうから先に。そうですね。確かに、昨今の政策であつたりというところもありまして、あとはどちらかと言うと、上がることに対してどういう、それに対して対応されているのかということを聞きたかったということではございますけれども、確かに徳武委員がおっしゃるとおり、誤解を招きかねない軽率な発言だったかと思います。

以後、発言には気をつけてまいりたいと思いますので、申し訳ございません。よろしく

お願いいいたします。

[事務局]賃金室長

日程についても、非常にすぐ、会社との調整で、その日を会社が希望してきたこともあり、それを優先させてしまったところでございます。

もう少し日程に幅をもってもらいながらできるよう、努めてまいりたいと思いますので、次回について検討させてください。

以上になります。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

ほかに感想や、または今のように参加されていない方でも、ご質問やご意見がございましたらお願いいいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの意見を参考に、今後の実地視察の準備の参考にしていただけたらと思います。

続きまして、議題の（4）「最低賃金基礎調査結果等について」、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局]賃金室長

では、最低賃金基礎調査結果に係る資料について説明していきます。はじめに、資料No.3になります。令和6年賃金構造基本統計調査結果の抜粋です。

賃金構造基本統計調査は、国の基幹統計調査で、毎年6月末時点での事業所の労働者に関する賃金調査です。資料の裏面には、全国から、上は北海道、下は沖縄までの都道府県の賃金を記載しております。全国平均値は33万400円になっております。平均値を上回っているのは、東京、神奈川、大阪、愛知の4都府県で、いずれもAランクです。新潟県では、28万8,700円で29番目となっております。

続きまして、資料No.7、令和7年最低賃金に関する基礎調査結果の1ページをご覧ください。この調査の目的は、新潟県地方最低賃金審議会における新潟県の最低賃金の決定、改定の審議に資するため、賃金実態を的確に把握することを目的に、毎年6月に実施しております。

はじめに、この資料を作成するための基礎調査の概要について説明いたします。調査対象事業所の選定については、日本標準産業分類における製造業、新聞業・出版業で規模

100 人未満の事業所、卸売業・小売業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉、サービス業で規模 30 人未満の事業所を対象に、総務省統計局が提供する事業所母集団データベースをサンプルフレームとし、庁舎対象事業所名簿を作成して調査を実施しております。産業別・事業所規模別に無作為抽出した標本数 545 事業所、4,365 人の労働者を、サンプルフレームとする母集団に復元して集計しているものでございます。

続きまして、こちらの資料の 2 ページをご覧ください。4 ページ以降に集計表がありますが、この 2 ページのテーブル表にあります明細 01 から 08 までの 8 区分のデータを組み合わせて集計表を作成しております。

続いて 3 ページをご覧ください。この調査の調査票を掲載しております。事業所から記入されておりますデータから 1 時間当たりの賃金額を算出しております。算定にあたっては、精皆勤手当、通勤手当、家族手当の三つの手当を差し引いて 1 時間当たりの時間額を換算しております。

続きまして、集計結果について説明していきます。4 ページをご覧ください。こちらの表なのですが、細かな表ではございますが、評価対象の全産業の総括表（1）は、規模別、年齢別に集計したものでございます。この表の一番左側の欄に時間当たりの所定内賃金額を記載しております。975 円から 1,085 円までが 1 円刻みでございまして、1,086 円から 1,089 円が 3 円刻み、1,090 円から 1,199 円までが 10 円刻み、1,200 円以降が 100 円刻みで 2,000 円以上はひとまとめに設定しております。こちらの表の左上部分でございますが、合計 34 万 5,037 円という数字がありますが、復元率を掛けまして、調査対象業種全体の労働者数となっております。34 万 5,037 人の下に 974 円のところに 6,973 人とありますが、この 974 円以下の賃金額のものが復元後に 6,937 人いるということを表しております。また、かつこの数字 2.0 パーセントは、全体に占める割合を示しております。なお、この表の人数については、累計値となっております。

現行の新潟県最低賃金 985 円を下回っている労働者の割合を「未満率」と言っております。この表の 984 円の区分を見ていただきますと、累積の労働者数は 8,341 人となっており、その割合は 2.4 パーセントとなっております。その 2.4 パーセントが未満率です。

続きまして、7 ページをご覧ください。こちらの表が総括表の（2）となっています。こちらの表に関しては、男女別、年齢別に集計したものになっております。

続きまして、11 ページをご覧ください。こちらの表が賃金分布表となっております。勤続年数別の賃金分布割合となっております。以下、産業ごとに総括表（1）、総括表（2）、賃金分布表の構成となっております。

あとは、パート労働者のみの集計表が 98 ページからになっております。

資料の説明は、以上となります。

これから金額審議に当たりまして、最低賃金が改正されると、改正後の最低賃金額を下回る労働者数が出てまいります。この割合が影響率となっております。

最低賃金基礎調査結果に係る資料についての説明は、以上となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

[長谷川会長]

ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見はございませんか。

[使用者側 徳武委員]

ご説明ありがとうございました。

今ほどご説明がありました最低賃金に関する基礎調査結果について、分からぬところがあるので教えていただきたいのですが、4 ページの一番左上でしょうか、ここに合計で 34 万 5,037 人と書いてあります、これが労働者の合計の数ということのようなご説明だったと思います、確かな数字は分からぬのですが、新潟県全体の労働者の数は 34 万人しかいないのかと思うのですけれども。実はもっと多いような気がするので、この差異はどこから出てくるのですか。

[事務局]賃金係長

この人数は、先ほどの 2 ページをご覧いただきますと、明細 1 から明細 08 までの業種に限ってデータを抽出しております、実際の業種というのはまだいろいろあるのですけれども、この中の主要産業 8 種類を抽出したデータとして復元させた際に 34 万 5,037 人という、そういう人数になっております。

[使用者側 徳武委員]

分かりました。

そうすると、実際に働いている方がいろいろな業種に分かれていますけれども、この調査では、拾っていない業種があるということですね。

[事務局]賃金係長

そうです。

[使用者側 徳武委員]

それは、なぜか分かりますか。

と言いますのは、そもそも調査目的が賃金実態を的確に把握するものとするとしてあるのですが、それはそのとおりなのでしょうけれども、この統計の中身を見ると、そういう意味で的確に把握できているのかなというのが疑問なのです、多分、何か理由があつて除外されている業種があると思うのですけれども、ではなぜその目的から照らしてそれが除外されているのかというのが分からぬので、そこを教えていただきたいのですが。

[事務局]賃金係長

今すぐだと出てこないので、後で確認してご回答させていただきたいと思います。

[使用者側 徳武委員]

よろしくお願ひします。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

今の業種については、またよろしくお願ひいたします。

ほかにご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。

ないようでしたら、次に議題の(5)の「その他」について、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局]賃金室長

「その他」として、要請の関係と今後の審議の日程についてご審議をお願いしたいと思っております。

まず資料、「要請」の関係ですが、資料の10から12に添付させてもらっております。要請いただいたいしているのは5件になります。いただいた自治体は12、めくつてもらって11のところのそれぞれ資料No.が右肩にある紙書かせてもらっておりますが、新潟市、長岡市、新発田市ほかになります。内容を申し上げますと、最低賃金の改定に当たっては、物価の上昇分を考慮してくださいということと、地域間格差の是正、全国一律最低賃金制度への

変更、価格転嫁などの環境整備について求めているものになります。また、監督署の指導の徹底を求める要請の内容もありました。

資料No.10 にあります主な自治体以外のもので、一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会から、資料のとおり要請をいただいております。内容としまして、ハイヤー・タクシーの事業者というのは中小零細が多く、燃料などの高騰もあり経営環境が厳しいということと、大幅な賃上げの対応は困難ですと。支払能力などについて、慎重な審議を求みたいという要請をいただいております。

続いて資料の 12 ですが、目録だけとなっていますが、新潟労働局長宛てに、新潟県議会からいただいております。内容は、政府方針を見据えた引上げを行うこと、特定最低賃金は労使の意見を十分踏まえてから審議を行うこと、改正された最低賃金を広く周知するほか、県内企業への監督指導を強化すること、労務費の価格転嫁に関する指針の浸透を図ることの要請がございます。

要請については、以上となります。

続いて、日程の関係について説明させてもらいます。ニュース等で報道されておりますが、昨日、中央最低賃金審議会の目安の小委員会が開催されましたが、予定されていた 4 回の審議で終わらず、明日 31 日も追加で開催されるという連絡がありました。また、併せて 31 日も目安が決まらない可能性があり、8 月 1 日から 4 日の間でさらに追加する可能性があるという連絡がございました。

新潟の今後の日程につきましては、8 月 1 日、4 日、5 日に専門部会、5 日の午後に本審を予定しているところです。明日、目安が決まると想定して進めてまいりましたが、難しい状況がございます。

つきましては、8 月 5 日に答申できない場合、新しい最低賃金について発効が 10 月 1 日から遅れていきますが、4 日と 5 日の審議会の開催では、十分審議の時間がとれないということがありますので、変更も提案したいと考えております。

定足数を満たす必要がございますが、案として、一つは 5 日と 6 日、二つ目は 5 日と 7 日、4 日に目安が示された場合、資料もたくさんありますので、6 日を空けていただいたほうがよいのではないかと考えております。5 日に専門部会、7 日の午前中に専門部会、午後から本審という流れです。出席の可否を含め、ご審議のほうをお願いしたいと思います。

[長谷川会長]

ご説明ありがとうございました。

2 点ございました。一つが要請につきまして、それからもう一つが審議日程につきまし

てです。今までの予定通りではなかなか難しそうだと、まだ目安が出ないということですので、二つ提案がございました。5日と6日で審議を、もう一つが5日と7日で審議を行うということでございます。皆様から日程、それから先ほどの要請について、ご質問やご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

[使用者側 徳武委員]

今のご提案の5日と6日、5日と7日と2パターンありましたけれども、午前、午後も含めてもう一度確認させていただいていいですか。

[事務局]賃金室長

5日は、専門部会を午後からということになります。6日は、午前中に専門部会を開きまして、二日目のことですね、6日なのか7日になるのか、同じとしまして、午前中に専門部会を開いて、午後に本審を開く。今の4日、5日に予定していたものを、そのまますらすという。

[使用者側 徳武委員]

今、ここで都合を言えばいいのですか。後で聞かれるのか、今。

[事務局]賃金室長

では、後で。

今決めたほうがいいか。

[長谷川会長]

どうしましょうか。今決められますか。

[事務局]賃金室長

手を挙げてもらいますか。

専門部会で。

専門部会で皆さんに聞いていただいて。

[長谷川会長]

分かりました。どちらがいいということではなくて、予定を5と6と7の。

[事務局] 賃金室長

日程は。

[使用者側 徳武委員]

では、具体的に私の都合を申し上げますと、7日の午後は別の行政の会議が入っておりますので、7日の午後は避けていただけたと非常にありがたいなということが私の都合です。すみません。皆さんもそれぞれ何か都合があるのであれば。特に午後は本審、5日の午後は本審なので、皆さんいるところでご都合を聞いたほうがいいと思いますので、後で調整したいと思います。

[長谷川会長]

分かるようであれば。遠藤委員、お願ひします。

[労働者側 遠藤委員]

審議日程を変更する、変更しないの、その採決というか、決める前に、労働者側代表委員の考え方だけ少し述べさせていただきたいと思うのですけれども、中央の動きというのを今ほどの事務局のお話で承知はいたしました。

ただ、労働者側としましては、大前提として、やはり今年の最低賃金の引上げ額、いくらになるかまだ分かりませんが、一日でも早く発効したいという考え方を、まずもっております。従いまして、気持ちとしては、10月1日に拘ってまいりたいというのがまず1点。

それから、今ほど新たに日程案ということで示していただきましたが、5日の日程は午後から専門部会というお話でしたが、仮にずらすのであれば、労働者側委員とすれば、5日午前中、朝からやって、徹夜も辞さないという考え方で、6日には本審で採択をすべき、こういう考えがありますから、審議というか、日程案を決める前に、考え方だけ、労働者側の意思として伝えさせていただきます。以上です。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

マイクのバッテリーが切れてしまったみたいなので、そのままお話しさせていただきます。

今、労側から1日に拘りたい、もうしくは早ければ早い方がということですね。だとす

ると、二つの選択肢だと 5 と 6、すくなくとも 6 には出てほしいということで受け賜わりました。

[使用者側 徳武委員]

では、使用者側で意見統一したわけではないですけれども、私の意見ということで、おっしゃるとおり、私も 10 月 1 日の発効が望ましい、できれば望ましいと思っています。それは、会社の方の実務をされる方もいますけれども、例えば 1 日とか、そういう切りのいいときに切り替えになるというのが多分一番やり易くて、2 日ですとか 3 日ですとかというのは、休日の関係は見ていませんけれども、今までのことと違うと言っていると中途半端な日に切替になるということで、1 日が望ましいのだろうと思いますし、そもそも目安が出ないという話なので、目安は、後ほど申し上げますけれども目安でしかないので、各地方の審議会で審議をしようということなので、目安がなくても審議はできるじゃないかと思いますけれども、そうは言ってもやはり目安を通して中央でどのような審議が行われたのかとか、そういう考え方もある必要があるのかなと思っております。私としては中立ですけれども、早くやるということであれば協力しますが、ただし、先ほど徹夜も辞さないというすごい決意がありましたけれども、今、中賃の目安委員会もご存知のとおり、昔は徹夜で皆さんやられたようですが、今はもう一定の時間でやめましょうとなつてていると聞いております。それは、やはり長時間にわたって議論をしても、なかなか進展が実態として見られないというのと、もう一つは、私たちが議論するのはいいのですけれども、事務局の職員の方も当然いらっしゃるわけで、事務局の職員の方も徹夜をして付き合う事になるのですかということはよくないよねということで、中央のほうでは一定の時間でやめましょうと、フレッシュな頭でしっかり議論を重ねていきましょうということで、このようになったと聞いておりますので、そういうことも同時に考えたほうがいいのかなと思います。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

それでは、どういたしましょうか。

[事務局]賃金室長

明日に決まるかもしれません。1 日に決まるかもしれませんというところは正直あります。そうすると、予定していた 4、5 日でできるところなのですが、もし 1 日までに出なか

ったとなると、皆さん、急遽 4 日は不要です、6 日にしますというやり方も一つはあるところではありますが、そういう連絡関係をこの土日に挟んでするのは皆さんに申し訳ないので、予め決めておくには 5、6 日にずらすのがいいのではないかと考えてお話しさせてもらったところでございますので、もしかして決まってしまった場合については、4 日にできたのにというのはあるかもしれないところはご了承いただきたいと思います。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

今のお話からすると、5、6 日で決めるという形が協力していただけるということと、それともほかの選択肢のほうがよろしければ、ご意見をいただきたいと思います。

[労働者側 遠藤委員]

労働側とすれば、5 日、6 日でご異議はございませんが。

[長谷川会長]

分かりました。使用者側もそれでよろしいでしょうか。

[使用者側 徳武委員]

皆さんのご都合を聞いて。

[長谷川会長]

皆様はどうでしょうか。実は、出られないとかになると大変なことに。

[使用者側 徳武委員]

特に本審は採決になると思うのですけれども、自分の意思で採決に出ないということであればそれはかまわないのですけれども、やはり業務の都合で採決に出られないというのを避けたほうがいいと思いますので、少なくとも本審は皆さんが出たところでやっていただきたいと思いますが。

[事務局]賃金室長

6 日の午後ですね。

[長谷川会長]

そうですね。

[事務局]賃金室長

6日の午後が本審、採決ですね。

[長谷川会長]

6日の午後は、皆様、大丈夫でしょうか。

[事務局]賃金室長

こちらは何とかなりそうですが。

[長谷川会長]

分かりました。7日だともっと少なくなる。

[事務局]賃金室長

今、聞いているところでは、7日はもっと来られない人が出てきてしまいます。

[長谷川会長]

だとすると、ベストではないですけれども、ベターなほうを選択するというのがいいのかなと思います。

ということで、5日と6日というところで、そういう日程の変更にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[使用者側 徳武委員]

6日の午前中は専門部会をやられるのであれば、専門部会の八木委員も出られないと思いますので。

[事務局]賃金室長

今、遠藤委員からありましたけれども、5日を予定としては午後だけと考えていたのですけれども、午前からすることも。スケジュール的には、目安を示されて午後だけだと、午後の頭で、はじめでも金額をある程度決めないと、まとめを作るのに。

[使用者側 徳武委員]

少し混乱しているのですけれども、5日の午前、午後やるということになると、午前、午後で専門部会をやるというイメージですか。そして6日の午前に。

[事務局]賃金室長

午前に専門部会をやって。

[使用者側 徳武委員]

6日の午後から本審。

[長谷川会長]

専門部会の、採決に入るときにいらっしゃらないと困るということですね。5日のうちに。

[事務局]賃金室長

5日のうちに言いたいことというか、主張されることを少しでも審議時間を長く確保を5日に、それでなくても5、6日でもきつい、午後からでは相当きついと思うので、午前中からお話を。

[長谷川会長]

5日の午前中は大丈夫ですか。

[使用者側 徳武委員]

午前中、5日。

[長谷川会長]

5日はもともと。

[事務局]賃金室長

5日は……もらっていますね。

[長谷川会長]

そうですよね。

[使用者側 八木委員]

大丈夫ですね。

[使用者側 八木委員]

5日は大丈夫です。

[使用者側 徳武委員]

5日の午前、午後は大丈夫です。

[事務局]賃金室長

それで審議時間を確保しますか。

[長谷川会長]

皆様、5日、特に専門部会の委員の皆様は、午前、午後で詰めていただけるということでおよろしいですか。公益の委員は、よろしいですか。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

それでは、それでいいましょうか。

5日、6日で、5日は午前からというところで、しっかり時間をとって審議をするという方向でいきたいと思います。

[事務局]賃金室長

時間とかは、また案内をメールでまとめてさせていただきたいと思います。

[使用者側 徳武委員]

ということは、この時点で4日はなくなるということなのですね。

[長谷川会長]

この時点で 4 日はもうないということで。皆様、日程のほう、予定のほうを修正していただければと思います。

ほかに何かご意見はございますか。よろしいですか。

それでは、全体に渡って今までのものに渡って質問とか追加的にご意見、ご質問とか、もしありましたらお願ひします。よろしいですか。事務局から何かございますか。

[事務局]賃金室長

特にありません。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

ないようですので、本日の審議を終了いたします。議事がすべて終了いたしましたので、議事進行は事務局へお返しします。

[事務局]賃金室長

議事の進行、どうもありがとうございました。

次回の開催については、今決まったとおり、8月6日で、今、1時半からと考えておりますが、場所等、確認させてもらいまして、連絡をさせていただきます。この本審の前に専門部会を開いて、最後の詰めをしておりますので、若干遅れることもありますので、そこはご承知いただきたいと思います。

それから、この後、3時半から予定している第1回専門部会については、この場所で行います。少し時間が押したので、ずらして45分スタートでさせていただきたいと思います。専門部会の方は、この時間にお集まりいただきたいと思います。

なお、控室を用意させてもらっております。この後の進行で使いますが、公益委員の先生は3階の第3小会議室、労側の委員の方は同じ2階の自動ドアの手前のドアがあるので、左のドアの新潟監督第2相談室、使用者側の委員の控室は6階の労働基準部長室となっています。そのタイミングになりましたらご案内させていただきます。

以上になりますが、公益委員の先生方におかれましては、この後すぐ、第3小会議室において公益委員会議を開きたいと思いますので、お集まりいただきますようお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして第2回新潟地方最低賃金審議会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

